

議案第74号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年9月17日

三朝町長 吉田秀光

平成11年9月27日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の支払いを受けようとする医療機関等は、町長があらかじめ交付した特別医療費請求書に必要な事項を記載し、町長に提出しなければならない。

第7条の見出しを「（受給資格証の提示）」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

別表第6号を次のように改める。

(6) 4歳未満の者（3歳以上の者にあつては病院等に入院している者に、2歳以上3歳未満の者にあつては病院等に入院している者及び規則で定める者に限る。）

附 則

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

平成十一年九月一日

三朝町長 吉田 秀

平成十一年九月一日

三朝町議会 議長 西村 茂

三朝町議会 議員

。

附 則

この条例は、平成十一年九月一日から施行する。